

処 分 基 準

平成30年 3 月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第77条第4項
処 分 の 概 要：道路使用許可の条件の変更・付加
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙のとおり
問 合 せ 先：申請場所を管轄する警察署の交通課
備 考：

別紙

道路使用許可を与えた行為に係る場所を管轄する警察署長は、当該行為が以下の条件のいずれかに該当する場合、法第77条第3項の規定により、付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

- 1 道路使用許可の審査基準（以下「審査基準」という。）1に基づいて当該行為を許可した後、道路や交通の状況等の変化により、当該行為が審査基準1に規定する基準のいずれかを満たさなくなった場合
- 2 審査基準2に基づいて当該行為を許可した後、道路や交通の状況等の変化により、当該行為が許可の際に付されていた条件のみでは、審査基準1に規定する基準のいずれかを満たさなくなった場合
- 3 審査基準3に基づいて当該行為を許可した後、道路や交通の状況等の変化により、審査基準3（3）に規定する基準のいずれかを満たさなくなった場合